

3月22日（金）
於 中央合同庁舎第4号館共用第2特別会議室

資料2

規制改革推進会議 保育・雇用ワーキング・グループ

衣川隆生
(名古屋大学)

外国人受け入れの制度設計に関する意見書

- 提言1: 在住外国人との中長期的な共生を見据え、社会統合という観点から日本語教育の在り方を明確に位置づける基本法を制定した上で外国人受け入れの議論を進めること
- 現状では、国として、社会として、**何のためにどのように日本語教育、コミュニケーションの問題に取り組むかの基本方針**が定まらないことで、官民の関係者間でも合意形成が難しく、個別バラバラな取り組みに終始している。外国人に対して十全な日本語学習の機会の提供もできておらず、このことが地域のコミュニケーション不全に至る懸念もある。外国人受け入れ拡大を目指すなら、**外国人との共生や社会統合の観点から日本語教育を法的に明確に位置付ける**ことが先決である。
- (公益社団法人日本語教育学会会長 石井恵理子(2018年11月12日)<<http://www.nkg.or.jp/news/7872>>)

外国人受け入れの制度設計に関する意見書

- 日本語教育を行うにあたっては、何のために(目的)、誰に対して(対象)、何を(内容)、どのように(方法)行い、どう改善していくか(評価)を考える必要がある。
- ※誰・どのような機関・団体が(主体)
- ※どのような到達目標(能力記述)を
- ※どう目標到達度(能力評価)を測るか
- 現在、日本に在住する外国人は250万人を超えるが在留資格別でもっとも多いのは「永住者」
- 外国人との共生や外国人の社会統合を目指し、日本語教育を法的に位置付けて取り組みを進めることは、もはや避けて通れない喫緊の課題
- 外国人の社会統合を目指す法的な基本方針を明確にする必要がある。そして、その方針にもとづいた日本語教育₃の位置付けを明確にする

何のために・誰に対して（目的）

- 多文化共生・社会統合のためか（生活者）
 - 就労支援のためか（求職者・就労者）
 - 就学支援のためか（留学生・年少者）
 - 生活支援のためか（生活者・帯同者）
-
- 目的・主体（誰・どのような機関・団体）・対象（誰に）が異なれば、教育の内容、方法、能力記述、能力評価の方法も異なる。
 - 目的に応じた学習環境の構築が必要

目的事例： 愛知県 多文化共生社会に向けた地域における日本語教育推進のあり方 (p. 5)

- 外国人県民の中には、地域社会に参加し活動したくても、ことばや文化、習慣のちがいが壁となって参加できない人も数多くいます。また同じような壁を感じることで、外国人県民に対する苦手意識を持っている日本人県民も少なくありません。しかしながら、……「国籍や民族などのちがいにかかわらず、すべての県民が互いの文化的背景や考え方などを理解し、ともに安心して暮らせ活躍できる地域社会」を作り上げていくためには、まずこの壁をなくしていかなければなりません。「地域における日本語教育」はこの壁をなくす一つの鍵となります。
- 「地域における日本語教育指針(仮称)」策定検討会議
<<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/tabunka/0000069985.html>>

目的事例： とよた日本語学習支援システム

- 「とよた日本語学習支援システム」の運営・普及を通じ、外国人住民が地域社会で円滑な日常生活を営むために必要な、最低限の日本語能力を習得できるよう学習環境の整備・学習機会の拡充を行い、もって地域コミュニティの維持・向上及び外国人住民の自立を促進する。

目的事例： 外国人就労・定着支援研修 定住外国人向けはたらくための日本語・事業概要

◆ 主催者: 厚生労働省

◆ 事業者:

日本国際協力センター(H21～28、H30)

◆ 研修目的:

①円滑な求職活動

②安定雇用の促進

③人材確保

◆ 対象者: 定住外国人求職者

活動に制限が無い「身分又は地位に基づく在留資格」を有する
(日本人の配偶者等、永住者、永住者の配偶者等、定住者)

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」の課題

- 【具体的施策】
- ○就労者も含めた地域で生活する外国人に対し生活に必要な日本語教育を行うため、その教育内容・方法の標準を定めた「『生活者としての外国人』に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案」や、これに準拠した「教材例集」等の周知や活用促進を更に実施し、地域の日本語教育の水準向上を図る。
- ※就労目的と生活目的を同様に扱うべきか。
- (外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策検討会(平成30年12月25日
- <http://www.moj.go.jp/hisho/seisakuhyouka/hisho04_00066.html>

「平成31年度国の施策・取組に対する愛知県からの要請」について (p. 57)

- 新たな外国人材の受入れ・多文化共生社会づくりについて（抜粋）
- 新たに受け入れる外国人材や在留外国人が、**地域社会の一員として自立した生活を円滑に送ることができる程度の日本語能力を習得できる**よう、国の責任において、全ての外国人に日本語学習の機会を提供する**公的な仕組み**を構築すること。
- 「【知事会見】「平成31年度国の施策・取組に対する愛知県からの要請」について（平成30年7月）」
<<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/seisaku/3007kuniyousei.html>>

仕組み事例：愛知県 多文化共生社会に向けた地域における日本語教育推進のあり方 (p. 2)

<「あいち多文化共生推進プラン2013-2017」抜粋>

基本目標: 多文化共生社会の形成による豊かで活力ある地域づくり

施策目標 I 誰もが参加する地域づくり

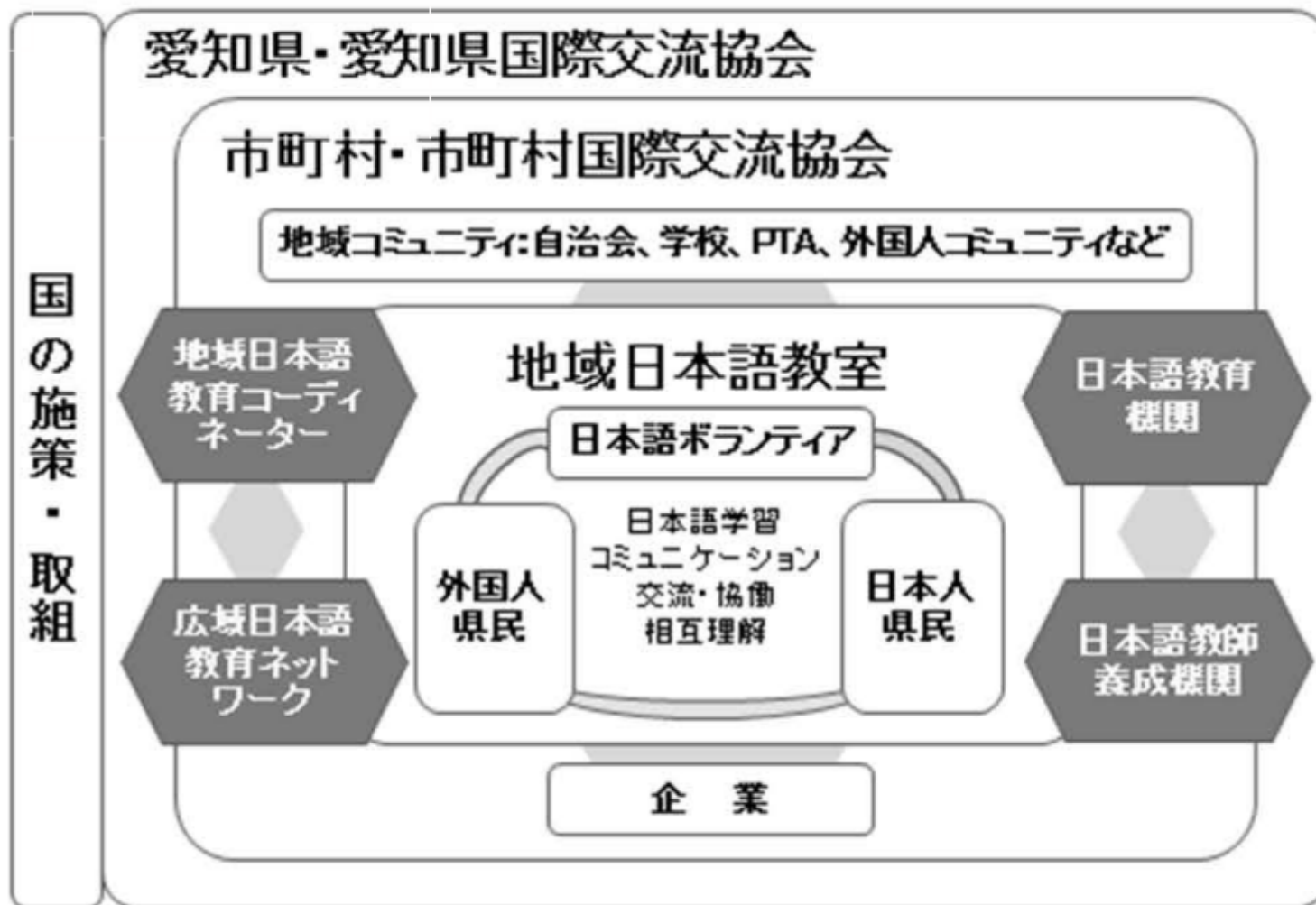
施策のポイント

(2) 日本語教育の体制整備

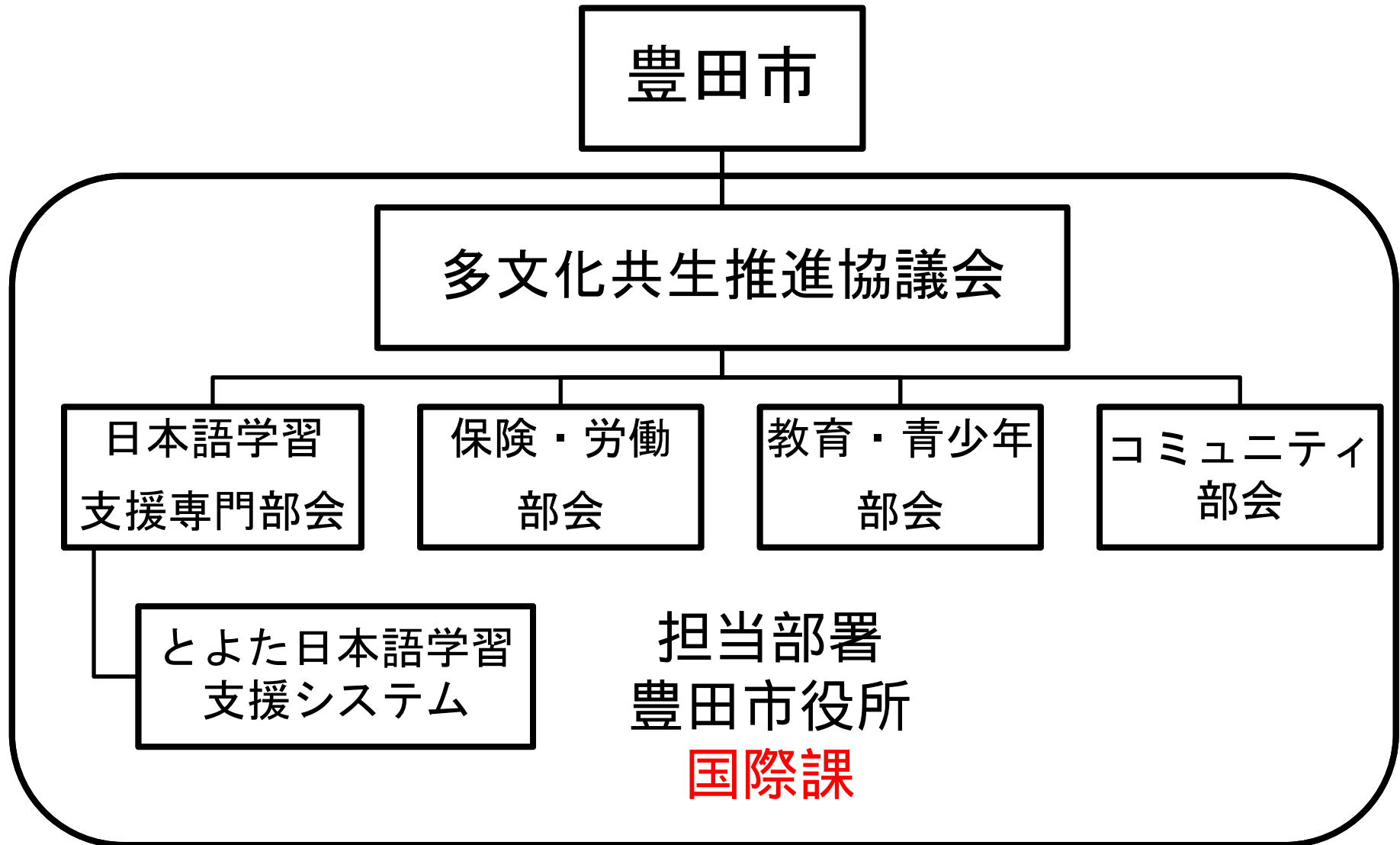
日本語は生活のあらゆる場面で使われており、外国人県民が地域社会に参画するためには、日本語を習得する必要があります。そのため、ボランティアによる日本語教室活動を支援するだけでなく、日本語教育関係機関・団体の経験やノウハウなどを活用して、日本語教育の体制を整備するための方策を検討していきます。

仕組み事例：愛知県 多文化共生社会に向けた地域における日本語教育推進のあり方 (p. 4)

＜愛知県「地域における日本語教育」推進のあり方イメージ図＞



仕組み事例：とよた日本語学習支援システム



仕組み事例：とよた日本語学習支援システム

- ▶ 平成19年10月～平成20年3月
 - ▶ 名古屋大学が予備調査委託受託
- 平成20年3月
 - 予備調査の結果に基づき日本語学習支援仕組み(システム)構築の必要性の提言
 - 地域に密着し交流の要素を兼ね備えた日本語教室の開設
 - ガイドラインの策定
 - システム・コーディネーターの配置
 - プログラム・コーディネーター／日本語パートナーの育成等



とよた日本語学習支援システム

「とよた日本語学習支援ガイドライン」に沿って、日本語教室の開設や運営の支援を中心とした日本語学習をサポートする仕組みづくりをしています。行政・大学だけでなく、企業や市民活動団体等とも連携し、効果的な取組となるようにしています。また、外国人だけでなくその周りの日本人・支援者も対象とし、地域全体で豊田市の日本語学習支援を盛り上げています。

● 日本語教室

「地域に密着し父兄の要望を真摯に受けとれた日本語教室」を開くお手伝いをしています。教室はプログラム・コーディネーター（PC）が中心となって、豊田市のニーズをもとに教室活動をデザインしたり、実施に進行したりします。また、日本語教室は日本語パートナー（ボランティア）にも参加してもらい、生きた日本語を学べるような教室にしています。

日本語教室の様子



教室開設の条件

- ① システムの支援対象者が5名以上
- ② 日本語パートナー（ボランティア）が参加できる
- ③ 全機材が壊れも教室を運営可能



プログラム・コーディネーター

得永美穂さん

「お互いを理解するにはまず対話から。その第一歩となるのがプログラム・コーディネーターという役割。とてもやりがいを感じています。」

● 会話クラス

とよた日本語能力レベルで、「聞く」「話す」が2レベルに満たない人が対象です。日本語パートナーとの交流を通じた日本語学習を行います。

● 読み書きクラス

とよた日本語能力レベルで、「聞く」「話す」が3レベル以上、「読む」「書く」が2レベルに満たない人が対象です。読み書きを通して自己表現をしながら日本語学習を行います。

● 総合クラス

とよた日本語能力レベルで、すべての技能が2レベル以上の人が対象です。いろいろなテーマで日本語を学べながら、自然に学習ができるようになることを目指します。

● とよた日本語能力判定

日本語によるコミュニケーション能力の把握を目的としたテストです。「対象者判定」と「レベル判定」とがあり、それぞれ下記のようになります。

- Can-do statements
- 「聞く・話す」試験
- 「読む・書く」試験

レベル判定後には、「判定結果シート」をお渡しします。



テスター

木村あずささん

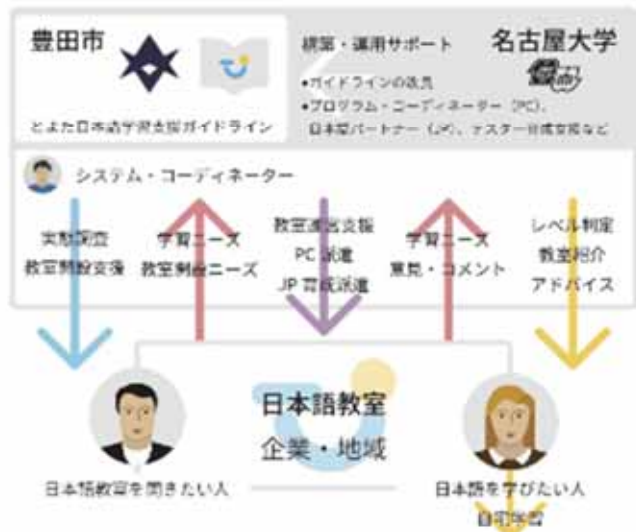
「学習者の皆さんが、自分にあったクラスに参加できるように、私たちテスターがしっかりと日本語能力を判定します！」

● 人材育成

プログラム・コーディネーター、日本語パートナー、対象者判定テスターを育成します。

● 教室開設のプロセス

システム・コーディネーターが、新たに日本語教室を開設したいという方からの依頼を受け、時代や場が、学習内容等のニーズに応じた教室の開設をお手伝いします。



● とよた日本語 eラーニング (TNe)

<http://www.toyota-j.com/e-learning/>

会話と読み書きで学習できる「とよた日本語 eラーニング (TNe)」に加え、便利な iPhone アプリ「漢字学習 本役所に行こう」で効果的な自主学習も可能になります。



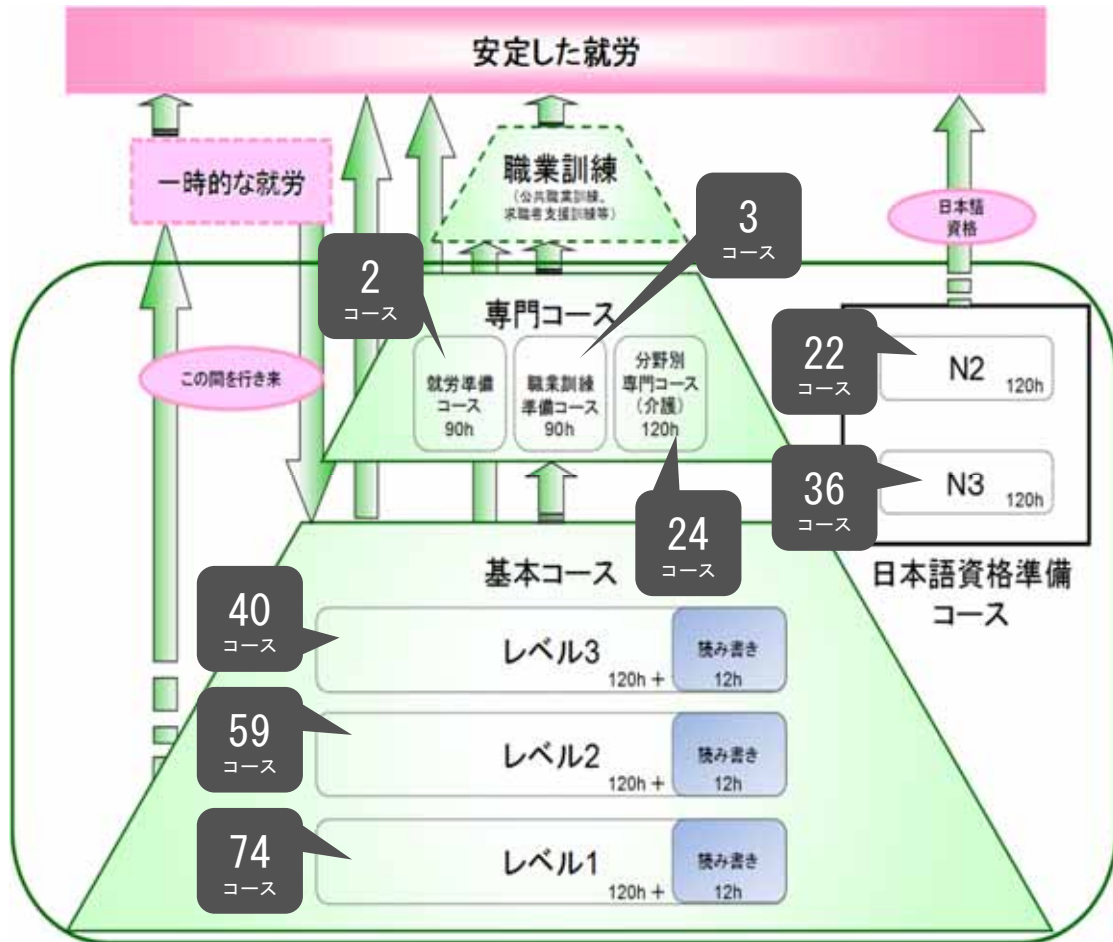
● とよた日本語能力レベル

レベル	内容	内容
5	独学段階	より独学的な活動が日本語を介してできる。
5	高度化段階	効果的なコミュニケーションが日本語を用いてできる。
4	個人対応	より多くの場面で日本語を用いてコミュニケーションができる。
3	自立段階	自立して居住地域の社会参加が日本語を用いてできる。
2	習得段階	自らの意思に基づいて効果的な社会参加が日本語で行える。
1	基礎段階	簡単な会話を理解し、聞く・書くことができる。
0	未学習段階	日本語を話したり、聞いたりすることがほとんどできない。

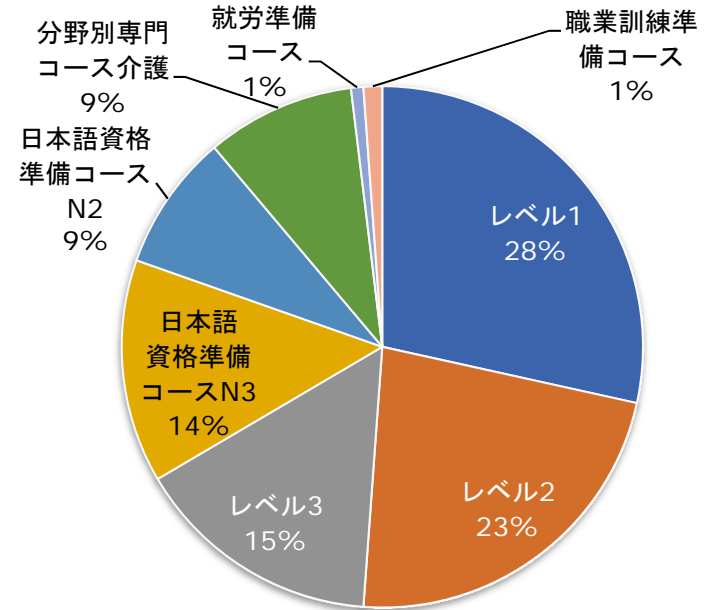
仕組み事例：外国人就労定着支援研修

実施コース数：260コース (前年：247)

実施地域：16都府県94都市
 茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・
 東京・神奈川・石川・長野・岐阜・
 静岡・愛知・三重・滋賀・大阪・広島
 (前年：15都府県84都市)



【実施コース割合】



「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」の課題

- 【具体的施策】
- ○一定の水準を満たした日本語の学習機会が外国人に行き渡ることを目指し、地域住民との交流の場としての公民館等の公的施設の活用にも留意しつつ、地方公共団体の総合的な体制づくりのための取組の支援や先進的な取組を行うNPO等への支援を実施するほか、日本語教室空白地域の解消のため、空白地域の地方公共団体に対する教室開設のためのアドバイザー派遣等の支援を行う。
- ※支援という形で「仕組み」となりうるか。

外国人受け入れの制度設計に関する意見書

- 日本語教育を行うにあたっては、…何を(内容)、どのように(方法)行い、どう改善していくか(評価)を考える必要がある。
- 言語教育・日本語教育の分野では、「ことばと文化や社会の関係」「ことばとそれを通して学ぶべき内容(たとえば子どもの教科学習、留学生の専門科目等)」「ことばとそれを通じた課題達成」など、ことばとそれ以外を切り離さずに考える必要性が指摘
- 「内容言語統合型学習」、「内容を基盤とした言語学習」など、いずれも「ことばの習得が最終目標ではない」
- 外国人個人の日本語の習得ではなく、社会として何を目指すのかを明確にし、その方針に従った具体的な方法や内容を検討する必要

教育内容・方法事例：愛知県 多文化共生社会に向けた地域における日本語教育推進のあり方 (p. 5)

- 「地域における日本語教育」の場を、「ことばや文化、国籍などのちがいにかかわらず、すべての県民が誰でも参加でき、日本語を使ってコミュニケーションすることによって日本語の力を身につける」場と考えています。
- このような場では、参加者は対等な立場で相互理解を深めるためのテーマや地域に密着したテーマなどを学ぶことで、日本語や日本社会の知識を身につけたり互いの文化的背景や考え方を理解したりすることができます。そして、この場で身につけた日本語や知識を使って、地域社会で活躍できる外国人県民が増えていくことも期待できます。

教育内容・方法事例： とよた日本語学習支援システム

- 「**地域に密着し交流**の要素を兼ね備えた**日本語教室**」
- 同じ地域に住む住民同士や同じ会社で働く同僚が学習者・日本語パートナーとなり、やさしい日本語を使って、お互いのことや家族、文化、習慣など**相互理解を深めるための真のコミュニケーション**が行われる場
- 交流会を通じて、不特定多数の外国人ではなく、〇〇に住んでいる△△さん、という個人レベルの人間関係が構築できる。

教育内容・方法事例：外国人就労定着支援研修

特徴：学習者の背景・就労目的

1. 文法積み上げ→課題達成型の教授法
2. 就労場面で必要な日本語力の養成
(どの業界・職種・企業でも共通する会話・読み書き、就労場面の設定)
3. 日本語を通じた働くための基礎力向上
(マナー、時間厳守、連絡の徹底)
(欠席の際の連絡方法など、事業運営を通じても指導)
4. キャリアプラン指導

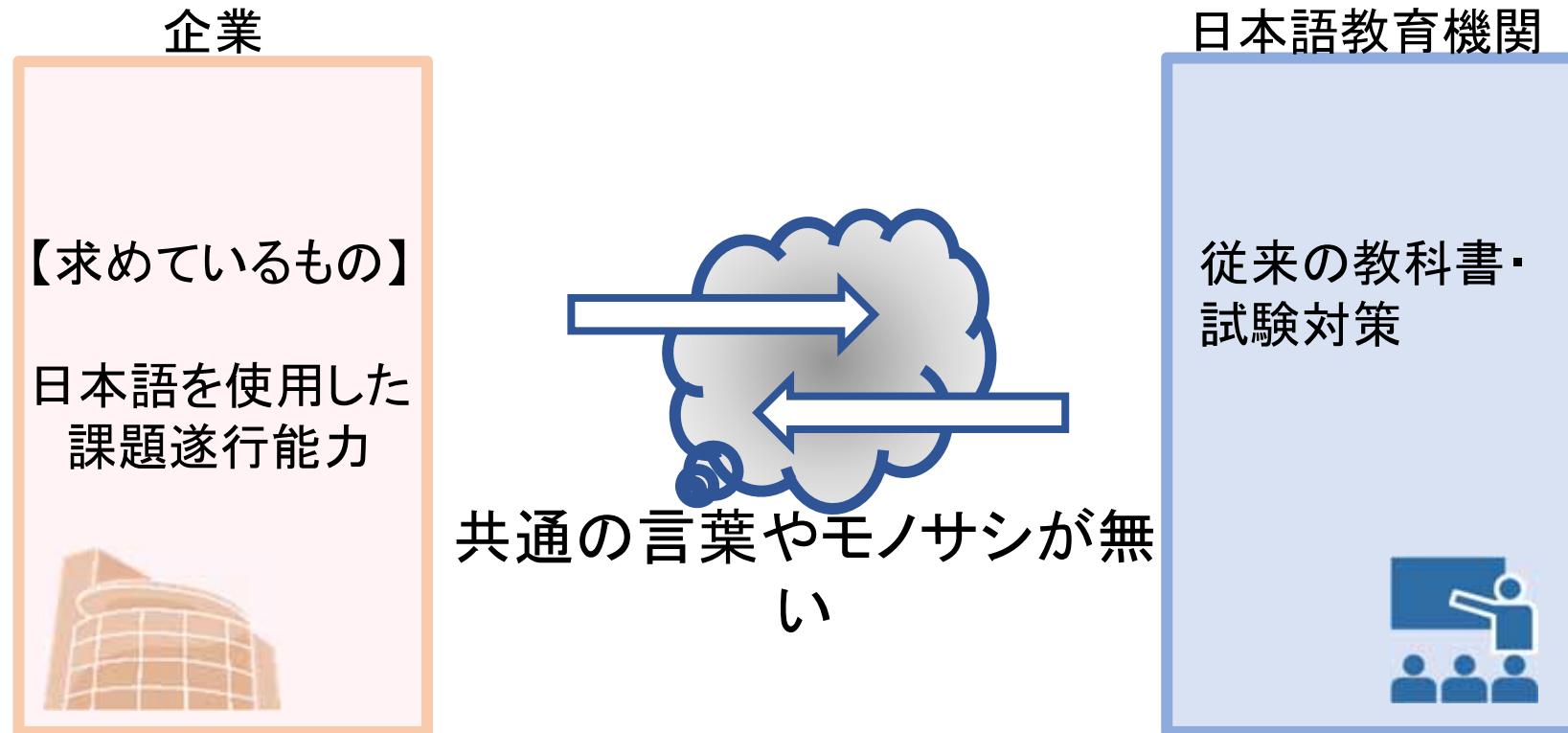
「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」の課題

- ○日本語教室の設置が困難な地域に住む外国人のため、自学自習が可能で多言語(8か国語)に対応した、ICTを活用した日本語学習教材の開発・提供等を実施する。
- ○放送大学において、外国人向けの基礎的な日本語講座のオンライン配信やアーカイブ放送を全国的に行い、日本語学習の機会を提供する。
- ※「外国人個人の日本語の習得」、「ことばの習得」となり、社会統合を目的とした教育とはなりにくい。
- ※所属コミュニティにおける課題遂行能力の育成に役立つか？

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」の課題

- (3) 円滑なコミュニケーションの実現
- 1 日本語教育の充実
- ○日本語の習得段階に応じて、求められる日本語教育の内容及び方法を明らかにし、外国人が適切な日本語教育を受けられ、評価できるようにするため、「言語のためのヨーロッパ共通参照枠(CEFR)」を参考にした**日本語教育の標準**や、**日本語能力の判定基準**について検討・作成する。
- ※共通参照枠は、あくまでも「枠組み」。
- ※目的・対象者に合わせたカスタマイズが必要

能力記述・評価方法事例：企業と日本語教育機関の協働による海外日本語研修プログラム（デンソー・YAMASA）



- ①課題遂行能力の育成が
- ②海外の研修で 実行できるのか

能力記述・評価方法事例：企業と日本語教育機関の協働による海外日本語研修プログラム（デンソー・YAMASA）



能力基準

CEFR(ヨーロッパ共通参照枠)



就労者向けに解釈



HD-Standard(Human resources Development Standard)

	分類	CEFR のカテゴリー表記	HD-Standard のカテゴリー表記
1	コミュニケーション 言語能力	一般的な使用可能言語の範囲	使える言語の範囲
2		文法的正確さ	文法的正確さ
3		音素の把握	発音
4		話しことばの流暢さ	流暢さ
5		一貫性と結合性	一貫性と結束性
6	産出活動・ 相互行為活動	一般的な話し言葉のやり取り	口頭でのやりとり
7		公式の議論とミーティング	フォーマルな議論
8		聴衆の前での講演	プレゼンテーション

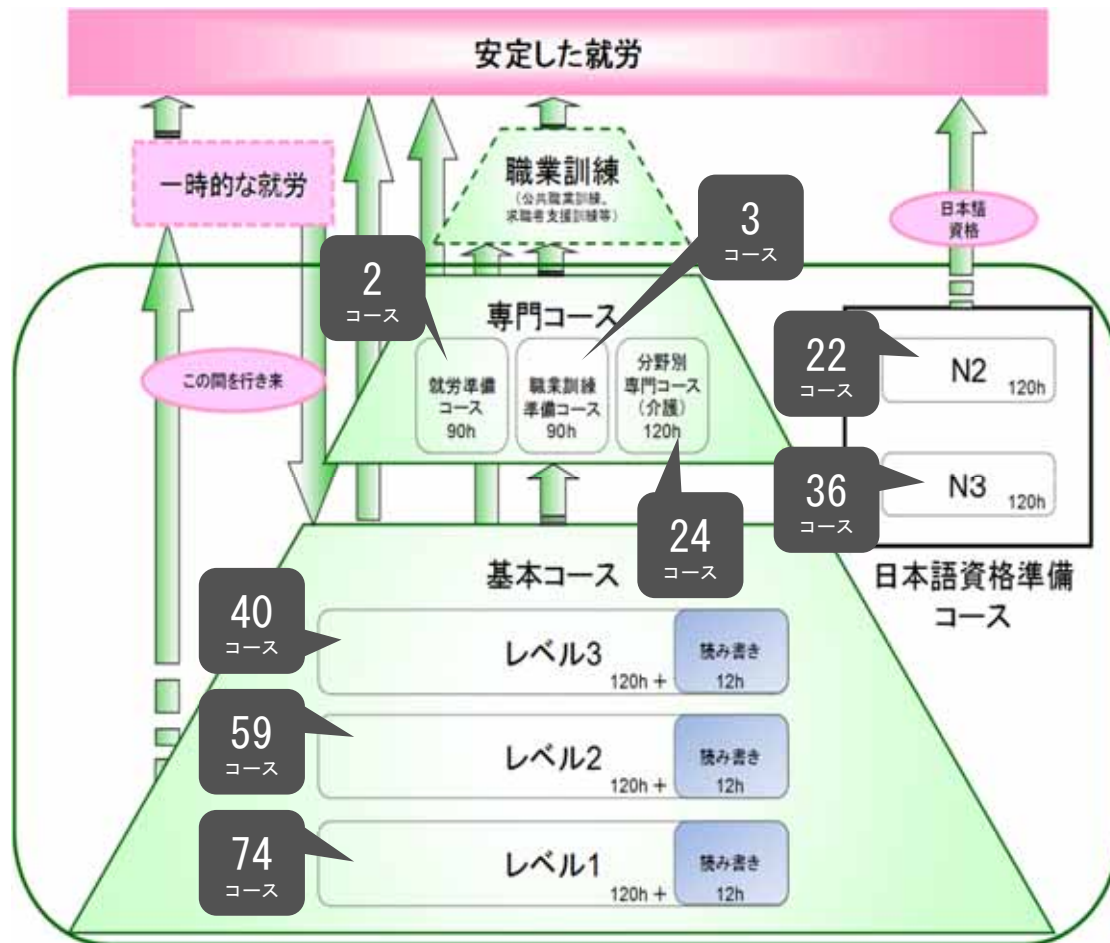
口頭での課題遂行能力を重視

能力記述・評価方法事例：外国人就労定着支援研修

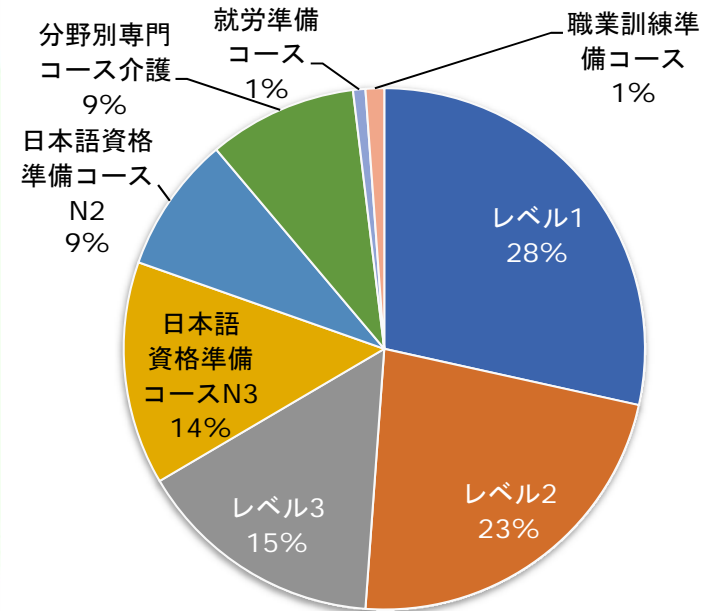
実施コース数：260コース（前年：247）

実施地域：16都府県94都市

茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・
東京・神奈川・石川・長野・岐阜・
静岡・愛知・三重・滋賀・大阪・広島
（前年：15都府県84都市）



【実施コース割合】



今後の日本語教育体制に向けて

- 日本語教育だけに目を当てた制度設計ではなく、産学官民が連携した日本語教育の仕組み設計が必要
- 受け入れ自治体、企業、地域コミュニティ、日本語教育関係者との連携体制が必要
- 対象者の日本語学習を日本語教育関係者に丸投げするのではなく、何を(内容)、どのように(方法)行い、どう改善していくか(評価)に関係者がコミットする制度設計
- 「もの言う」だけではなく、「汗をかく」連携体制を制度的に確立する必要

今後の日本語教育体制に向けて

- 国としての社会統合に向けた法制度も含めた受け入れ指針・制度の必要性
 - 受け入れ指針に基づいた教育方針・ガイドラインの策定（生活者・就労者教育のためのガイドライン）
 - 教育方針・ガイドラインに基づいた日本語教育指針の策定（生活者・就労者教育のためのガイドライン）

今後の日本語教育体制に向けて

□ 指針・制度に

- 能力記述（参照枠組みと職種等々の個別の記述）
- 能力評価方法（能力試験とは異なるもの）
- 教育体制（人員の配置・連携体制）
- 教育内容・方法（課題遂行型）
- 人材育成方針・認定

□ 指針に基づいて制度運用をコーディネートする人材の育成と配置

- 「外国人受け入れの制度設計に関する意見書」公益社団法人日本語教育学会会長 石井恵理子(2018年11月12日)<<http://www.nkg.or.jp/news/7872>>
- 「外国人受け入れの制度設計に関する要望書」公益社団法人日本語教育学会会長 石井恵理子(2018年11月29日)<<http://www.nkg.or.jp/news/8046>>
- 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策検討会(平成30年12月25日)<http://www.moj.go.jp/hisho/seisakuhyouka/hisho04_00066.html>
- 「愛知県多文化共生社会に向けた地域における日本語教育推進のあり方」「地域における日本語教育指針(仮称)」策定検討会議<<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/tabunka/0000069985.html>>
- 「平成31年度国の施策・取組に対する愛知県からの要請」について(平成30年7月)」<<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/seisaku/3007kuniyousei.html>>
- 「介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等の一部を改正する件(案)について(概要)」厚生労働省社会・援護局(平成31年1月29日)<<http://search.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000182661>>
- 「企業と日本語教育機関の協働による海外日本語研修プログラムの構築—CEFRに準拠した課題遂行能力育成を目指して—」横澤徳一・森島聡(平成30年度日本語教育学会秋季大会 発表資料)